

公告第166号

被保険者 殿

任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第3条第4項の規定による被保険者の標準報酬月額について
同法第47条第2項の規定により、下記のとおり公告いたします。

記

1. 適用期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
2. 標準報酬月額 第20級 260,000円
3. 令和2年9月30日現在の平均標準報酬月額
259,762円

平均標準報酬月額とは、令和2年9月30日現在における当健康保険組合の全被保険者の標準報酬月額平均であり、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に加入する任意継続被保険者の標準報酬を決定する算定基礎となります。

令和3年 2月28日

サザビーリーグ健康保険組合
理事長 中村 達也